

仙台市介護保険審議会 地域包括支援センター運営委員会
(第8期計画期間 第3回会議)

日時：令和3年12月2日(木) 17:00~18:25
場所：仙台市役所2階 第二委員会室

〈出席者〉

【委員】

橋本治子委員長、大内修道委員、狩野クラ子委員、駒井伸也委員、清治邦章委員、田中伸弥委員、橋本啓一委員、原田つるみ委員、森高広委員、若生栄子委員 以上10名、委員五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長、大関高齢企画課長、菖蒲地域包括ケア推進課長、小堺地域包括ケア推進課認知症対策担当課長、北村介護保険課長、山崎介護事業支援課長、稲辺介護事業支援課居宅サービス指導係長、大村地域包括ケア推進課推進係主査

〈議事等要旨〉

1 開会

- ・ 会議公開の確認 → 異議なし
- ・ 参考資料1、参考資料2につき仙台市情報公開条例第7条第5号に該当することとして非公開とすることの確認 → 異議なし
- ・ 議事録署名委員について清治委員に依頼 → 清治委員了承

2 報告

(1) 令和3年度地域包括支援センター事業評価及び指導の結果について

- ・ 菖蒲地域包括ケア推進課長から説明(資料1、資料1-2、資料1-3、参考資料1)
- ・ 山崎介護事業支援課長から説明(資料2)

【質疑応答】

森委員： 事業評価Ⅱについて、評価結果がA・BだけでありC・Dはない。例年通りの結果であるが、コロナ禍においてよくセンターが努力されたということを表していると思う。

しかし、総括を確認すると、総合相談・支援業務において、一つのセンターは市が求めている水準に達していないという結果が出ている。仙台市の高齢者保健福祉計画に係る実態調査における、高齢者の方からセンターに期待する事項の中で、一番多いのが介護や保健福祉サービスの相談受付で、全体における50.7%であった。

今後の対応において、各事業の見直し及び自主的な業務改善を実施すると記載されているが、これはセンターの自主的な改善にお任せするという意味か、それとも仙台市において、改善点の文書指摘や改善策の提出を求める等により継続的に改善の方向を確認していくのか。

菖蒲課長： 本年度の事業評価を実施するにあたり、以前の委員会において、3ページに記

載の表で基準等を示している。評価結果において、業務の一部に工夫改善のあるセンター、あるいは事業運営が困難であるセンターには指摘事項の改善を行い、改善事項報告書を提出させるという取扱いを示した。

当該センターは、一部本市の求める水準に達してないと考えられる項目があったが、総合評価としてはこちらには該当せず、標準的な業務を実施しているという判定となったため、改善事項報告書等の提出を求めることは考えていない。

しかし、総合相談・支援業務はセンターの中核となる重要な業務の一つであると認識している。本結果に係る対応として総合相談をどのように行ったか支援したかということについては、常時区役所と報告書等のやりとりを行うこととしているため、区役所と連携しながら随時チェックし、及ばないところがあれば助言を行うといった形で改善につなげていきたい。

森 委員： センターだけに任せることなく、次回の調査時には改善したという結果が出るように、仙台市においても目配り等を行っていただきたい。

橋本委員長： 繰り返しになってしまうが、総合相談がきちりとしているから権利擁護事業もできると思う。そのため、実施していることが普通だと思うのだが、なぜ今回その評価が低かったのか、要因として見えたところはあるか。

菖蒲課長： 具体的には、相談を受けた場合の解決策やサービスを案内するにあたって、課題の整理が不明確である等、相談を受け付けてから支援に至るまでの対応が不十分な部分が見られた。
要因はこれというところは見えていないが、個別の相談への対応の仕方について気になるところがあれば、その対応でよかったか、こういう方法もあるのではないかなど、区役所等との連絡を通じて改善を目指すというのがいいのではないかと考えている。

橋本委員： 事業評価Ⅱについて、19センターが対象となった。この19センターのうち2センターについて、昨年度の事業評価Ⅱにおいて、改善の余地があるという結果であったが、今年度のこの2センターはどのような形で改善されたか。先ほどのご意見にもあったが、自主的に改善されることを期待したとしても様々な形での支援やアドバイスは必要だと思うため、この改善内容についてお聞きしたい。

菖蒲課長： 昨年度の一部工夫改善を要するとされた2センターについて、総合相談・支援業務の部分で不十分だったのではないかという指摘を行った。そのうち一つのセンターについては、普段の区役所等との連絡の中で改善が見られた。

橋本委員： 2センターにおいて、要改善だったところを改善していただいたところだが、今回の事業評価Ⅱにおいて、1センターが総合相談・支援業務の中で改善が必要だという説明があった。
この2センターと今回指摘された1センターは同じ事業所か確認したい。

菖蒲課長： 昨年度に指摘のあった2センターのうち1センターが、今回の指摘があったセンターと同じセンターであり同じ項目である。

橋本委員： これまでの評価として、改善はされたものの総合相談・支援業務についてさらに改善が必要であることがわかったと思われる。本日配布された資料を見てみると、当該事業所の評価について3.3という評価であったため、地域の方々のためにさらに頑張っていたらいいと思う。
一方、その3.3の評価に対し全体的な円は決して小さくない。その業務についてはさらに努力して欲しいと思うが、他の事業所を見てみるとこの円自体が小さいところや3.5というような評価のところもある。3.3と3.5という評価について、項目は違うのだがこの辺りの判断はどのようになっているのかお伺いしたい。どのような3.5は良くて3.3は駄目なのか、その基準を確認させていただきたい。

菖蒲課長： 資料1-2に地域包括支援センター自己評価の着眼点というものがある。項目は様々あるが一つの項目ごとを5点満点で評価しており、この平均点が大項目の評価となっている。仮にすべての項目が市の求める水準を満たしていれば3点となる。一方、すべてが◎ということであれば5点となり、△の項目があれば点数が低くなる。
また、仮に◎があったとしても△があった場合、それは優れているという評価にはできないと考えており、△の項目があった場合は仮に平均点が一定程度だとしても市が求める水準の業務を実施しているとは判断していない。

橋本委員： 次に、資料2の4の(2) 実地指導の結果の各指導項目の実施状況について、以前から重要事項説明書に複数の介護予防サービス事業者を紹介することの記載が求められていたが、この記載がなかった事業者が二つあったということである。このことについて、決して意図的ではないとは思いますが、そもそもこういった内容を知らなかったのか、それとも失念していたのか。

山崎課長： 重要事項説明書への記載は、平成30年度の改正で追加された文言であるが表現がわかりづらく、また、改正以前の表現の記載があったため、それで足りると思ったという話があった。このことについて、記載する必要があると指導を行った。

橋本委員： 介護予防ケアマネジメントの実施状況について、目標が漠然としている計画が多い事業所があったという記載がある。
介護サービスのケアプランと違い、介護予防ケアマネジメントの計画はなかなか具体的な目標がイメージしづらいと思うのだが、この漠然としている計画が多かった事業所はどの程度あったのかをお聞きしたい。また、仙台市としてどのような目的、目標を立てて欲しいのか、どういった計画になることを期待しているのかについてもお聞きしたい。

山崎課長： 目標が漠然としている計画が多い事業所は、7事業所あった。
また、市の求める計画等については、各事業所に対しより具体的な目標の定

め方についてわかりやすい説明や提示ができるように、毎年6月に行っている集団指導の場などを活用し改善に努めていきたい。

原田委員： 総合相談・支援業務に係る今後の対応について、今後さらに地域に根差したセンターという記載があるが、被保険者の立場からするとセンターを訪ねることは敷居が高い。

センターの業務内容は多岐に渡り、職員の方も忙しいのだと思うが、被保険者がセンターを訪問した時にはもう介護が今すぐ必要という方が多いと思う。例えば、転倒があったり老々介護であったり、そういった切迫した状況が結構あるのではないか。また、申請をしても主治医意見書をいただくなど様々なことがあり、かなり時間がかかると思う。その辺りも今後調査をしていただいて、次の自主的な業務改善につなげていただきたい。

菖蒲課長： 受付から支援までに要する時間について、高齢者の方がご利用いただけるサービスはお体の状況に応じて様々である。介護保険の認定を受けることをイメージしてのご発言だと思うが、意見書ということで、そういったものについては認定までに時間を一定程度要するものもある。一方、チェックリストを受けていただければ介護予防の事業対象者としてご利用いただけるサービスであったり、自立している方でもお一人暮らしであればすぐにご紹介できるサービスがあったりとか、ご本人の状態、あるいは家族構成等に応じてご利用いただけるまでの時間はそれぞれに異なっている。

いくつかのセンターにおいて、地域の商店や銀行などとの連携であったり、今年度よりフレイル予防のキャラバンということで移動販売の場所に出向くことを仙台市と実施したりした。地域にとってよりご相談いただきやすいセンターにする努力は引き続き行いたいと思うが、状況に応じてサービスをご利用いただけるまでの時間の差は様々であるため、一律の調査はなかなか難しい面もある。

原田委員： 例えば数件でもなぜこのように時間がかかるのか調査をお願いしたい。支援を受けたいのだからなかなか受けられない、そこで、勇気を出してセンターに行く。相談できる家族等がいればよいが、例えば老々介護であればご主人であったりその反対に奥様であったりが出向いていかれる。窓口はお忙しいと思うが、きめ細かい対応、寄り添った対応、それから何度でも相談に行ける通いの場のようなものであって欲しい。その辺りをまたご指導願いたい。

若生委員： 事業評価Ⅱの結果の6番と7番について、コロナの影響により他の項目と比べて優れているという評価が少なかったと説明があった。認知症など地域の困りごとが相談に持ち込まれた場合、センター単独で解決できる問題ではなく、地域ケア会議のように様々な機関と連携しながら解決しなければいけないと思う。例えばオンラインを活用するなどの工夫により、少しでも優れているという評価に上げていただきたい。

私たちの周りでもセンターに行ったがお話を聞いてもらっただけで終わりだとか、センターから私どもの家族の会に相談が回ってくるということもあった。地域の中でネットワークを組んで地域ケア会議もしっかりと実施するこ

とで、地域の方たちの困りごとが少しでも解決に向かうのではないかと思います。会議にオンラインを使用しているか。

菖蒲課長： 今年度の事業計画の中でオンラインを使用できるように調整していきたいと記載したセンターがあった。介護予防教室において、コロナの影響により対面で実施できないということで、タブレットを使ってオンラインで実施したという事例も聞いている。様々な困難もあると思うが、そういった方法も進むように事例の紹介などを通して実施していきたい。

若生委員： コロナ禍が理由になってはいけないと思う。コロナ禍であっても地域の人々の困難や認知症などはなくなるわけではない。ぜひ様々な工夫をしながら、地域の連携というものを高めていただきたい。

清治委員： 地域ケア会議に医師の出席があまりよくないことや、あるいはその地域の医療機関の協力がなかなか得られないというご意見が時々挙がっていると申し送りを受けていたが、今年度の調査においてその辺りはいかがであったか。

菖蒲課長： 従来医師の方と関係を築けているセンターにおいてはそういった会議を開催できているが、なかなか難しいセンターもある。コロナ禍のため会議自体を今年はやめようという地元の方のお話もあり、様々な状況である。

清治委員： 医師会としてご協力させていただけることもあると思うので、ぜひお問い合わせいただきたい。

田中委員： 昨年度選定された大和蒲町センターと今年度選定された七郷センターについて、運営体制や評価が悪かったため法人が変わったということか。

菖蒲課長： 昨年度と今年度の法人の選定は、事業評価の結果によるものではなく、法人として次年度以降の運営を考えたときに辞退したいという申し出があったことから新たな法人の選定を行ったものである。

(2) 南吉成地域包括支援センターの「出張所」設置について

菖蒲地域包括ケア推進課長から説明（資料3）

【質疑応答】

森委員： 出張所の設置について、センターの担当圏域の見直しに係る説明において、対応が困難なセンターについては職員の増員を行い、分割等は考えてないという説明があったが、以前の基本方針を変更するということか。
例えば、あやしセンターにおいては、担当圏域が広瀬中学校校区と錦ヶ丘中学校校区の広範囲に渡っており、他にも同様のセンターがある。今後、そういったセンターから同じように出張所開設の依頼があった場合、同様に検討するということか。

- 菖蒲課長： 出張所の設置については、圏域を分割することでも職員を増員するでもなく、今の体制の中で実施していただくことを考えている。
他のセンターから相談があった場合、南吉成センターのように一つのセンターで複数の中学校区を担当圏域としており、かつ、住民の利便性の観点などから地理的な障害がある場合、現在の枠組み、人員の中で設置したいという場合にはご相談に応じて参りたいと考えている。複数の中学校区を担当している、あるいは不便なので、圏域を分割したり人員を増員したりという対応については次期計画期間の圏域設定に向けた検討事項としたい。
- 森 委員： 出張所の概要について、出張所に2名を派遣しセンター業務に当たると記載がある。センター業務については、厚労省の通知にてサブセンターとランチという二つの出先の考え方が示されているが、どちらに当てはまるか。
- 菖蒲課長： サブセンターに該当するとは今のところ考えておらず、あくまで南吉成センターの機能の一部を出張所にて実施することを考えている。
- 森 委員： センターの主な業務に7項目あるのだが、この7項目を出張所でも取り扱うということになるか。それとも、7項目のうち一部だけを取り扱うということになるか。
- 菖蒲課長： 基本的にはすべての業務について取り扱うことを考えている。
しかし、実際は南吉成センターが本所になるため、職員全員で朝の朝礼をいつも通りに行い、それが終わってから職員2名が本所から出張所に赴き一部業務を実施し、南吉成センターに戻って終礼なりを行う予定である。全く別のセンターとなることではなく出張と考えており、臨時的な出張相談はこれまでもイベント的に各センターで実施しており、それが一定程度恒常的なものになるような理解でいる。
- 森 委員： 南吉成が基幹センターとなってその下部に出張所を設置するため、サブセンターに近い形になるかと思う。そこでお聞きするが、南吉成センターの人員は3職種プラス機能強化専任職員で5名、資格の持たない職員が1名で6名となっている。機能強化専任職員は必ず本所に置くことになると思うので、2名が出張所に常駐すると本所にあたる南吉成センターにおいて、専門職の職員は2名になり3職種がそろわない可能性がある。センターに3職種プラス機能強化専任職員を設置することが仙台市の基本方針であり、このことで初めてセンターとしての機能が発揮されると思うのだが、その辺りの人員的な問題はどうか。
また、事業者の保有する建物の一部を出張所に使うのであればよいが、民間の事務所を借用した場合、その賃料が発生することになる。仙台市では賃料について、年額の3分の2、または、100万円以内で補助すると定めているが、同じように賃料の補助を行うのか。
- 菖蒲課長： まず、南吉成センターの人員配置の状況については、6名の職員が配置されて

いる。3 職種のほかにも機能強化専任職員として社会福祉士の資格を持っている専門職が 1 名、加えて専任の所長が 1 名の配置となる。なお、専任の所長も主任ケアマネジャーの資格をお持ちである。

続いて、出張所に出かけたときの運営についてだが、実際の状況としていずれのセンターにおいても職員の外回り等があり、一定程度の時間を不在にすることは通常である。本件について、朝晩は戻ってくることであり、随時携帯電話により連絡等を取り合える環境にあることを想定している。また、出張所があろうとなかろうと、折立中学校区を回る業務が発生しているため、今のところこれまでとあまり変わらないと考えている。

しかし、本当に大丈夫なのかという心配はあると思う。初めての取り組みもあるため、業務が回るのかというところは、市としても注意しながら見ていきたいと考えている。

森 委員： 令和 3 年 5 月 1 日現在のセンター一覧を見ているのだが、ここでは専門職以外が 1 名と記載されている。現在は解消されて全員が専門職ということか。また、利用者の受付からの入所までのワンストップサービスを行うことについて、折立地域の方は折立出張所で行い、南吉成地域の方は南吉成センター本所で行うというはっきりとした区分けになるのか。もし、そういった区分けになるのだとすれば、折立地域に専門職が 2 人いたのでは対応できないと思う。

菖蒲課長： 職員配置について、現在の 6 名全員が専門職となっている。

森 委員： 専門職以外が 1 名と今年の 5 月 1 日の一覧には記載されている。

菖蒲課長： 人員としては変わらないのだが、専任所長について、資格は持っているのだが専任の所長業務に当たっているとのことであったため、資格を持っている方というカウントはしていなかった。

森 委員： 折立中学校区だけでも高齢者の人数が 2,300 人ほどであり、3 職種のうち 2 人が常時配置されることになると思うのだが、その 2 人だけでこの出張所を賄えるのか心配である。

菖蒲課長： 先ほどのご相談先の件について、折立地区の方は折立出張所だけでは考えておらず、いずれにご来所されても、相談としてお受けすることを想定している。よって、保健師や社会福祉士などの専門職の意見も取り入れた上で対応を決定する必要があるれば、職場に戻っていただく場合や電話で連絡する場合もあるかと思う。あるいはその場でなくても後程アセスメントを行うということもあり得る。そういったことは現在どこのセンターでも職員が不在にしている場合に実施している対応であり心配してないが、初めての取り組みではあるため実際にそのように回るのか見ていきたい。

続いて家賃の件について、先ほどお話いただいた通り、年間上限 100 万円で賃料の 3 分の 2 以内というような補助のスキームは準備しているため、出張所の家賃についても申請があれば、基本的には本所の家賃も含めてと考えて

いる。

森 委員： 民間から借りるとなれば、仙台市でもこの部分に係る予算措置が必要となる。今後どのくらい出てくるかはわからないが、費用負担が増大していくことが予想され、できる限りそういったものは避けなければならないなと思っている。

そして、出張所がどんどん増えれば、職員も増えざるを得なくなっていくと思う。将来どうなるかわからないが、とても出張所で対応できないため増員してくれという要望が出てくれば、二つに分けてしまった以上、片一方を元に戻すというわけにもなかなかいかない。そうなると、費用増大は見通しとして出てくると思う。この出張所の取り扱いについて、よくよくご検討、精査された上で運用するとよい。

菖蒲課長： 本件については、今ある体制とスキームの中でこういったことできないかという相談を頂戴し、受託された法人がそういうお考えであればぜひやりましようということで承認した。しかし、ご懸念の点ももつともだと思う。そういった状況も見据えた上で、市として予算の面も含めどういったことができるかを検討しながら走っていきたい。

3 議事

(1) 七郷地域包括支援センター設置運営法人の公募の結果について

菖蒲地域包括ケア推進課長から説明（資料4、参考資料2）

【質疑応答】

橋本委員： 参考資料を見てみると4法人皆さんが努力され、また、第1位と第2位に至っては1点差もないということで接戦だったということがよくわかる。まず、4法人は本市に対して実績がある団体なのか新規の団体なのか、この辺りはどのような関係になっているか確認したい。

菖蒲課長： いずれの法人も仙台市域内において高齢福祉関係の事業を行っているという点については実績がある事業者であるが、センターの受託ということについては、うち2つが受託の実績のある法人となる。

橋本委員： 来年の4月1日からいよいよ開設されるが、実務経験のある経験者をしっかりと確保できるか、この辺りが一番大切なことではないかと思っている。今回運営法人が変わることの大きな要因だったと思うが、選考される上でしっかりと確認されたのか改めて伺いたい。

菖蒲課長： 職員体制について、書類審査の中に具体的にどういった職員を配置する予定か記載する項目があり、その中で本人の資格書のコピーも添付の上ご提案いただいた。今回選定された法人は具体的にこの方という提案があった。

橋本委員： 新規の事業所にも積極的に関わっていただくようしていただければとの思いがあるが、当局としてこの辺りはどのようなお考えか。

菖蒲課長： 地域包括ケアシステムをそれぞれの圏域で構築していくという観点から、すでにセンターを受託しているからということではなく、その法人なりのお考えを持って取り組んでいるという前提で、その中でベストの提案をしたところに受託いただくこととした。また、今回は残念ながら落選した法人でも地域の事業者として連携いただくことに期待したい。

田中委員： 4法人のうちの2法人はセンター経験があり2法人は新規と理解しているが、ただいまの回答について、運営法人の実績は特段加点をしていないという理解でよろしいか。評価項目Ⅱの運営体制等に関わってくるか。

菖蒲課長： センターの運営実績についての加点はない。高齢者福祉事業を実施していることが応募に対しての必須条件となっており、センターを運営しているからといって加点したものではない。

田中委員： この点差は事業者に伝える予定か。

菖蒲課長： まずは結果のみと考えているが、なお開示のご要望があれば、個別にお答えするようなお知らせの仕方を考えている。

橋本委員長： ご意見ご質問がなければ「七郷地域包括支援センター設置運営法人の公募の結果について」は承認としてよろしいか。

(一同了承)

橋本委員長： それでは当議案を承認とする。

(2) 令和4年度地域包括支援センター設置運営事業の委託について 菖蒲地域包括ケア推進課長から説明(資料5)

【質疑応答】

なし

橋本委員長： ご意見ご質問がなければ「令和4年度地域包括支援センター設置運営事業の委託について」は承認としてよろしいか。

(一同了承)

橋本委員長： それでは当議案を承認とする。

4 その他

【質疑応答】

森委員： 先ほど出張所の件について、この出張所の業務評価は単独では行わず、南吉成センターと併せて行うのか。

菖蒲課長： 分けることはせずに一体で行うことを考えている。

5 閉会